

冬期間の空き家の管理をしつかりと

これからの時期は、春に向けて少しずつ暖くなり、落雪による事故が起こりやすくなります。空き家は、所有者や管理者の目が届きにくいいため、雪びの塊が落下して隣の建物を壊したり、道路を塞いだりするなど、重大な事故につながるケースがあります。人命に関わることになると取り返しがつきません。

所有する建物が原因で第三者に被害を与えた場合は、所有者や管理者が責任を負うこととなりますので、以下のポイントに注意して適正な管理をしてください。

冬期間の空き家管理のポイント！



- ①空き家の状態を定期的に確認してください
- ②自分で建物を確認できない場合は、親類や近所の方などに依頼し、空き家の状態を把握するようにしてください
- ③建物が損傷している場合は、部材が飛散しないように処置してください
- ④周囲の建物や道路に大きな雪びの塊が落下しないよう、小さいうちに落として除雪をしてください
- ⑤屋根の雪が大量になるまで放置せず、適切な時期に雪下ろしをしてください。また、雪下ろし作業の際には落下しないように十分注意をしてください

☛適正に管理されていない状態で、所有者などが分からない空き家については、建築指導係にご連絡ください

■ 詳細 建築指導係 ☎ 2 1 2 1

空き家を登録してみませんか？



砂川市住み替え支援協議会では、空き家を所有する方などに物件の情報を登録いただき、中古物件を買いたい、借りたい方への情報提供を行っています。

「住む人がいなくなり維持するのが大変！」「高齢で家の管理が困難になってしまった」など、空き家をお持ちで売買や賃貸などの利活用を考えている方は、物件情報を登録して、市ホームページなどに掲載してみませんか？

登録に関する事など、詳しくは砂川市住み替え支援協議会事務局にお問い合わせください。



☛市ホームページに「登録物件情報」を掲載中！ぜひご覧ください！

砂川市住み替え支援協議会 登録物件情報

検索

■ 詳細 砂川市住み替え支援協議会事務局(住生活支援係内) ☎ 2 1 2 1

③ 広報 すながわ 2018.2.1